

特定個人情報保護評価書「八王子市予防接種に関する事務」素案の概要

1 全項目評価書

I 基本情報
<b>【事務の内容】</b>
・ 予防接種に関する事務 子どもや高齢者に関する予防接種歴の登録等
・ <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</u> <u>新型コロナウイルス感染症予防接種に関する接種券の発行・接種歴の登録等</u> <u>新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行</u>
<b>【使用するシステム】</b>
・ 総合健診システム ・ <u>ワクチン接種記録システム (VRS)</u>
<b>【特定個人情報ファイルを取り扱う理由】</b>
予防接種の記録等を確認し、適切な接種間隔で実施していくことが必要となるため。
<b>【法令上の根拠】</b>
・ 予防接種に関する事務 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第 10 条
・ <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</u> <u>番号法第 19 条第 15 号及び第 5 号</u>
II 特定個人情報ファイルの概要
<b>【主な記録項目】</b>
・ 個人番号 ・ 4 情報（氏名・性別・生年月日・住所） ・ その他住民情報
<b>【特定個人情報ファイルの取り扱いの委託】</b>
・ 予防接種に関する事務 総合健診システム保守：株式会社両備システムズ
・ <u>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</u> <u>ワクチン接種記録システム (VRS) 管理：株式会社ミラボ</u>
<b>【特定個人情報の提供等（委託に伴うものを除く）】</b>
市町村長に提供
<b>【特定個人情報の保管】</b>
・ 予防接種に関する事務 データはデータセンターに設置し、入館及び入室について厳重な管理を実施。

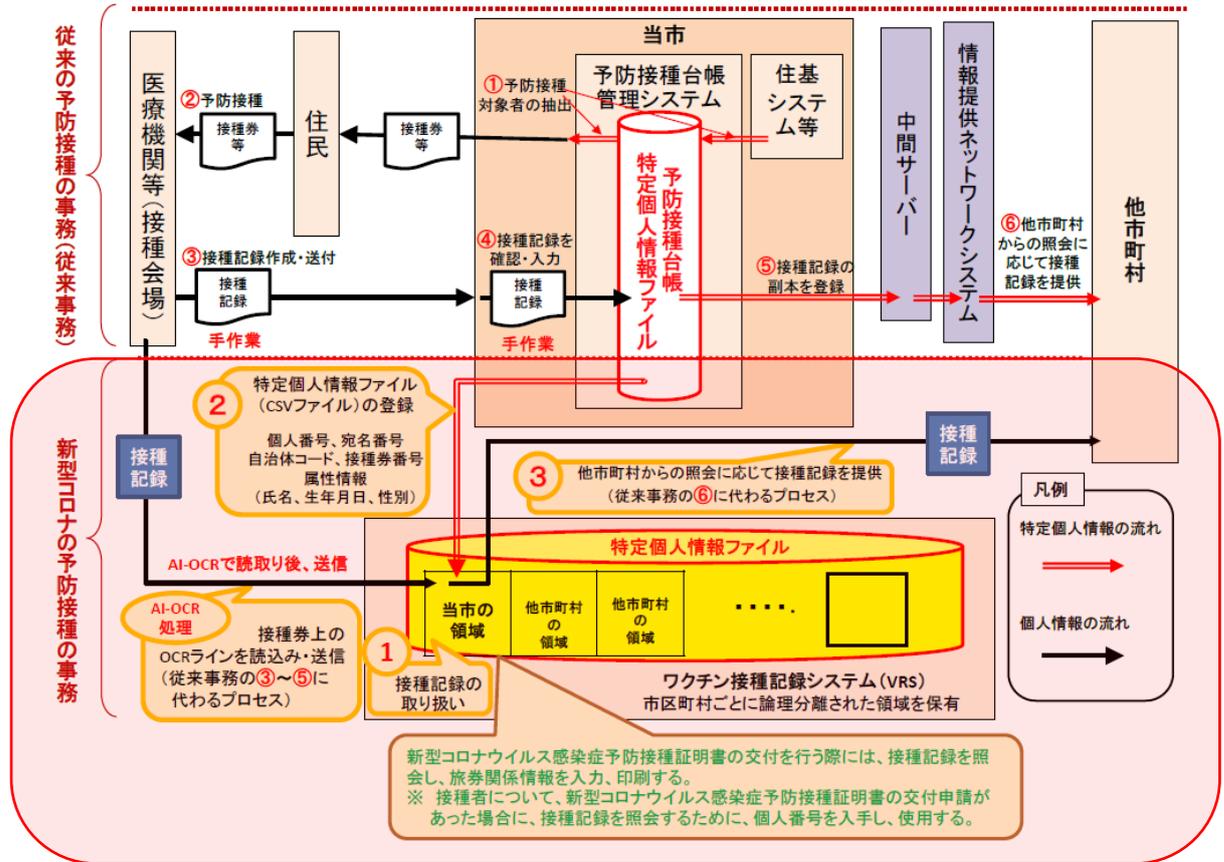
<p>・<u>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</u>  <u>政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用。</u></p>
<p><b>Ⅲ 特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</b></p>
<p>【目的外の入手が行われるリスク】</p> <p>本人同意が得られた場合または本人からの申請があった場合のみ、特定個人情報の提供・入手を行う。</p>
<p>【事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク】</p> <p>・<u>予防接種に関する事務</u>  個人番号利用事務実施者以外は、個人番号による検索及び個人番号の参照ができないようシステムで制御。</p> <p>・<u>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</u>  <u>接種会場等、インターネットからのアクセスでは個人番号にはアクセスできないよう制御。</u></p>

## 2 基礎項目評価書（主な変更点）

<p><b>I 関連情報</b></p>
<p>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</p>
<p>・<u>「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を追加</u>  <u>ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付等</u></p>

※下線部分が追加・変更項目

### 3 事務の流れ



※網掛け部分が追加した事務